

東中発第16号
平成22年4月28日

衆議院経済産業常任委員長
衆議院議員 東 祥 三 様

東京都中小企業団体中央会
会 長 大 村 功 作

中小企業憲章に対する要望について

中小企業は、わが国経済の活力の源泉として生産、流通、サービスなどあらゆる分野において、多種多様な財・サービスの供給、雇用機会の提供等を通して国民生活を支え、その発展・向上に大きく寄与するなど重要な役割を果たしてきました。

しかし、中小企業を取り巻く内外の経済状況は、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、収益圧迫など予断を許さない厳しい状況が続いています。

このような中でこそ、中小企業を励まし、中小企業の重要性をより多くの国民に訴えていく中小企業憲章に多大な期待が寄せられています。

また、現在急速に進行している産業構造の変化に対応していくには、個々の中小企業者が熱き起業家精神を発揮し、自ら経営革新を図っていくことが肝要であります。経営資源に多くの制約を抱える中小企業は、適確な対応をとることがむずかしく、組合等の連携組織を通じて相互の経営資源を補完して課題解決を図っていくことが有効であります。

中小企業組合は、現在、全国に4万2千を数え、①経営者や従業員の教育の場として、また②高度なものづくり技術に裏打ちされた創造的な事業の担い手として、さらに③小規模事業者の協働事業、コミュニティ・ビジネス、個人等による自主創業、地域振興から「新しい公共」の一翼を担う社会的貢献活動まで、多様な活動を全国各地で展開しています。

このため、中小企業憲章の策定に際して、下記事項について強く要望いたします。

記

1. 「中小企業憲章」を政府一体となって国民全体に深く浸透させるとともに、今後の中小企業政策に確実に反映できるよう、国会の決議を経て制定すること。
2. 中小企業組合の活動は、崇高な相互扶助精神に基づく中小企業の自助努力の一環であり、小規模企業の経営基盤の強化に不可欠なものであることから、中小企業の連携・組織化が担う役割について「中小企業憲章」に謳うこと。
3. 「中小企業憲章」は、国民を主体とし、さらに国、地方自治体、企業、経済団体等の各機関の役割を明示すること。
4. 「中小企業憲章」に、技術革新への対応、下請取引適正化、官公需の確保支援、資金繰り対策、輸出振興・国際展開支援等について盛り込むこと。
5. 政府は、「中小企業憲章」の趣旨を最大限尊重した中小企業施策並びに予算措置を講ずること。